

タイホー工業株式会社株式の譲渡について

平成 17 年 12 月 28 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者の株式の譲渡を決定しました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

タイホー工業株式会社

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 16 年 5 月 20 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。平成 16 年 7 月 5 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行い、平成 16 年 9 月に減増資を実行しました。

その後、機構は対象事業者の事業再生を支援してきましたが、その再生に一定の目処が立ったことから、株式譲渡のためのプロセスを進め、今般譲渡の決定に至ったものです。なお、本決定を受けて、機構では、ただちに譲渡先である株式会社イチネンとの間で株式譲渡契約を締結し、来年 1 月中に譲渡が完了する予定です。

（注）株式譲受会社概要は別紙の通りです。

3. 出資額等

機構は対象事業者に対し、一部債権（約 8.5 億円相当）の株式化により優先株式（第 1 回 B 種優先株式の全額、議決権なし）を取得していました。今般かかる優先株式の全てを譲渡するものです。

4. 主務大臣の意見

意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階 株式会社産業再生機構 企画調整室 電話番号 03-6212-6437

株式譲受会社概要

株式会社イチネン

住所 : 大阪市淀川区西中島四丁目 10 番 6 号
代表者 : 黒田倅稔
設立 : 昭和 38 年 5 月 7 日
資本金 : 19 億 8,170 万円 (平成 17 年 9 月末日現在)
上場 : 東証 1 部、大証
従業員数 : 410 名 (平成 17 年 9 月末日現在、連結ベース)
主な事業内容 : 自動車リース事業、自動車メンテナンス受託事業、
燃料販売事業、ケミカル事業、その他